

平成 29 年 11 月

## 新専門医制度に向けたお知らせ（12）

～他基本領域の専門医等を持つ医師の専門医受験資格に関する移行措置について～

専門医制度委員会 担当副理事長 芳賀信彦  
担当理事 浅見豊子

2018 年 4 月から開始となる新専門医制度においてリハビリテーション科領域では、すでに研修プログラム整備基準に記載されているように、リハビリテーション科以外の基本領域の専門医既取得者（但しリハビリテーション科領域が定める基本領域に限る）がリハビリテーション科専門医の取得を目指す場合は、研修プログラム制でなく、研修カリキュラム制を選択できることになっています。この制度への移行措置として、現行制度においても以下のような取り決めをすることになりましたので、ここにお知らせいたします。

- 1) 現行制度において 2016 年 4 月以降 2018 年 3 月までに研修を開始した他基本領域の専門医等（但し日本リハビリテーション医学会が定める基本領域に限る）は、現行制度における研修カリキュラムを 2 年以上の研修で満たし、さらに他の現行制度における受験資格を満たした場合、専門医試験受験資格を認める。
- 2) 上記の「他基本領域の専門医等」とは、総合内科専門医（日本内科学会）、認定内科医（日本内科学会）、外科専門医（日本外科学会）、整形外科専門医（日本整形外科学会）のいずれかとする。
- 3) 上記に類する事情がある場合には、専門医試験受験資格について日本リハビリテーション医学会で適宜判断する。

注：1) に記載の「他の現行制度における受験資格」には、日本リハビリテーション医学会の専門医の認定に関する内規第 2 条にある「医師免許取得後 5 年以上及び本医学会加入後 3 年以上を経過していること」が含まれます。従って、2017 年 12 月末日までに本医学会に入会し、2018 年 3 月までに研修を開始した医師で、現行制度における研修カリキュラムを 2 年間の研修で満たした場合は、2021 年 1 月に予定されている専門医試験を受験することが可能です。